



# 令和5年度行政区嘱託員をご紹介します

～住民の皆さんと役場をつなぐパイプ役～

●問い合わせ 役場総務課 行政係 ☎096(293)3111

行政区嘱託員は、町政の推進に関することや町からの文書などの配布、風水害・災害時の情報提供や行政区内住民の転入・転出の把握など、住民と行政(役場)とをつなぐ役割を担っています。

## 令和5年度行政区嘱託員名簿

行政区	行政区嘱託員名	電話番号
内 牧	古庄 眞二	096(293)3624
外 牧	村元 正一	096(293)6973
錦 野	田中 義広	096(293)4664
鳥 子 川	野田 修	096(293)6055
岩 坂	甲斐 徹也	096(294)3933
瀬 田	合志 秀継	096(293)5533
大 林	西本 晶	090(8917)5562
吹 田	今村 定義	096(293)5462
森	坂本 昭信	096(293)6707
上 陣 内	高田 繁樹	096(293)2765
中 陣 内	永田 悟	096(293)6936
中 島	村上 秀隆	090(5387)3817
下 陣 内	松岡 一幸	090(4349)1907
町	佐賀 文男	096(293)3764
下 町	松田 講成	090(1929)9222
鍛 冶	樋口 清矢	096(293)2680
大 津 東	興梠美智雄	080(2735)9175
立 石	橋本 昭彦	080(9103)3831
後 迫	吉本 祐二	090(8667)8101
緑 ケ 丘	永松 洋一	096(293)0469
上 鶴	土野 誠史	096(293)2018
上 鶴 南	吉永 敏明	096(293)7630
上 大 津	福嶋 正則	096(293)8481
美咲野1丁目	清原さおり	090(9576)9824
美咲野2丁目	松永 佐鶴	090(5470)1017
美咲野3丁目	宮園謙二郎	090(8414)9815
美咲野4丁目	倉本 照護	090(3600)4409
楽 善	首藤 誠治	096(293)2615
日 吉 が 丘	今村 浩昭	096(293)0906
西 嶽		
水源町・西窪	住本 力	090(5724)7039
松古閑・塘町		
中 央	松坂 孝	096(293)2366
中 学 通 り	吉田 和信	090(8406)6464
駅 通		
室 東	児島 哲二	096(293)4394

行政区	行政区嘱託員名	電話番号
室 北	松本 光行	096(293)0427
北 出 口	緒方 祐二	096(293)8636
室 西	笠 誠	096(293)7938
あ け ぼ の	井 江津子	096(284)1729
灰 塚	西本 順次	090(8760)6623
新	中村 耕二	096(293)2631
引 水	毛利上 隆	096(293)3262
引 水 東	甲斐 堅一	090(5475)1390
高 尾 野	永田 祐一	096(293)0219
新 小 屋	田中 良昭	090(7380)1121
上 猿 渡	安武 由充	096(294)4825
下 猿 渡	岩水 三男	096(293)5738
御 所 原	内田 幸治	096(293)3932
馬 場	松本 修征	096(293)5341
宮 本	古庄 克吉	090(1870)9917
多 々 良	松本 政範	096(293)6802
仮 宿	古庄 孝光	096(293)5720
米 山	金田 新一	080(2732)2425
古 城	齋藤 隆博	096(293)4568
真 木	後藤 俊一	096(293)7947
護 東	東 周一	096(293)7024
御 願 所	大村 美伸	080(6429)9563
上 中	田代 孝則	090(8764)8839
下 中	荒木 太	096(293)0059
片 俣	村山 茂樹	096(293)4540
小 林	豊岡 裕次	096(293)4881
今 村	石原 典生	090(1517)8516
杉 下	杉水 辰則	090(3985)2826
杉 上	田中 令児	096(293)4201
上 の 原	桐原 浩光	090(7476)9547
源 場	松永 富幸	090(1878)5276
つ つ じ 台	芳武 敏雄	090(9498)4045
桜 丘	千田 哲夫	090(9721)6419

(敬称略)

# 税

## 国民健康保険税の制度が改正されます

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

国民健康保険税に関する国の法律などの改正で、令和5年度の国民健康保険税が変わります。

### ●保険税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大します

国の定める所得基準を下回る世帯には、均等割額(被保険者1人当たりにかかる金額)と平等割額(1世帯当たりにかかる金額)を軽減する制度があります。軽減は3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)で判定されますが、令和5年度から各軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。

ただし、所得の申告がない場合は、軽減対象となりません。令和4年度分の申告が済んでいない人は役場税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします。

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	令和5年度(見直し後)	令和4年度
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 ※変更なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
5割	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

### ●国民健康保険税の課税限度額の変更

国民健康保険税は1世帯当たりの税額の上限が設定し、これを課税限度額といいます。国民健康保険制度と事業の円滑な運用を行うため、令和5年度の国民健康保険税から、課税限度額を右のとおり引き上げます。

保険区分	令和4年度	令和5年度	変更額
医療保険分	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者支援金分	20万円	22万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし

### 6月中旬に国民健康保険税の納付書を発送します

年間保険税額を6月から令和6年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に発送します。年金から保険税が天引きされている人は、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。

納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名を記載しています。勤務先の社会保険などに加入している人の氏名が記載している場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性がありますので、必ず確認をお願いします。

年間の税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。

## 町税の納付が困難な場合は、猶予制度があります

●問い合わせ 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

町県民税、固定資産税、軽自動車税と国民健康保険税などの町税の納付について、下に該当する場合やその他のやむを得ない理由により、一時に納付することが困難な場合は、納付の猶予を受けられる場合があります。

- ① 本人または家族が病気がかかった場合
- ② 事業を廃止し、または休止した場合
- ③ 事業に著しい損失を受けた場合

税金は納期限を過ぎると、督促料や延滞金の加算があります。納税の相談や猶予などの申請は、納期限前にお問い合わせください。